

令和5年版「認可申請ハンドブック」等の改訂について

主な改訂点

- 1 「第1 社会福祉法人とは」の別表1「主な第1種・第2種社会福祉事業」(P.3~5)について、組織改正に伴う県庁担当課名の記載を変更のとおり、修正しました。
- 2 「第10 その他」の「6 不動産使用証明願(登録免許税の非課税措置用)」の(1)のイ添付書類の(キ)社会福祉事業の用に供することが分かる書類(写)(理事会議事録等)に付していた「土地及び既存建物の場合」を削除。新規建物も含む全ての不動産使用証明願(登録免許税の非課税措置用)に理事会議事録等社会福祉事業の用に供することが分かる書類を添付してもらうこととしました。
- 3 様式例の「欠格事由に該当しないことの申立書(評議員)(理事)(監事)」について、本編「様式例の24-1」~「様式例の24-3」に合わせて、修正しました。
- 4 関連資料の「社会福祉法[三段表(社会福祉法人関係部分)]ver.02」を削除しました。
- 5 「三重県内所轄庁一覧」(P.163)を令和5年4月1日現在のものに改めました。
- 6 「社会福祉法人が届け出る『事業の概要等』等の様式について」(平成29年3月29日付け雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、老健局長連名通知(最終改正:令和4年12月26日))による現況報告書等の様式の更新を行いました。
- 7 関連資料について、令和4年第4回県市連絡会議後に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から通知(令和5年3月22日付け)があった下記の件について更新しました。
 - (1) 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する

FAQ」の改訂について

- (2) 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.2)」について
- (3) 他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & Aの送付について(その2) 等

8 その他誤記の修正等を行いました。